

社会福祉法人みゆき会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みゆき会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委託関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が評議員会等に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償(1日につき)
評議員会	5,000円
理事会	5,000円
評議員選任・解任委員会	5,000円

- 2 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は旅費等を支給することができる。

旅費・宿泊費	日当(1日につき)
実費	5,000円

- 3 前項の他、役員及び評議員が法人及び施設業務・職務遂行にあたった場合は実費弁償費を支払うことができる。

1日につき	5,000円
-------	--------

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼任する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

(費用の支給方法)

第6条 費用は、通貨をもって本人に支払うものとする。

(費用の支給日)

第7条 役員及び評議員の費用は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附側 この規程は平成29年8月30日（評議員会の議決日）から施行する。